公益財団法人全日本柔道連盟 財産管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条に基づき、公益財団法人全日本柔道連盟(以下「本連盟」という。)の財産の管理方針、運用手続等について定め、財産の適正かつ効率的な運用を図り、もって本連盟の安定的かつ継続的な事業運営を図ることを目的とする。

(運用する財産)

- 第2条 この規程において運用の対象とする財産の区分は次のとおりとする。
 - (1) 定款第5条第2項に定める基本財産
 - (2) 定款第5条第3項に定めるその他の財産

(管理運用責任者)

- 第3条 財産の管理運用責任者は会長とする。
 - 2. 会長は、善良な管理者の注意をもって資産の管理運用に当たるとともに、法令および定款の定めるところに従い、本連盟のために忠実に職務を執行しなければならない。
 - 3. 会長は、翌事業年度における資産管理の方針および計画につき、理事会の承認を得なければならない。

(基本財産の運用方針)

第4条 基本財産は、その目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と 考えられる方法により運用しなければならない。

(その他の財産の運用方針)

第5条 その他の財産は、その目的、運用可能期間等その財産の特性を勘案し、適正な 運用に努めなければならない。

(理事会への運用状況の報告)

- 第6条 会長は、財産の運用状況につき、決算時に理事会に報告しなければならない。 (情報の収集等)
- 第7条 財産の管理運用を担当する経理責任者は、財産の運用に当たっては、金融商品 等の調査を行い、金融機関の信用情報など必要な情報を収集して、これを会長 に報告するものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、財産の管理運用に関する必要な事項は、会長が 別に定める。

附則

- 1. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日(平成24年4月1日) から施行する。
- 2. この規程は、平成27年9月14日から改正して施行する。